

令和7年度
運転技能自動評価システム講習受講
助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人奈良県トラック協会（以下「協会」という。）の会員事業者がドライバーに対する安全運転教育の実施を促進する為、奈良交通自動車教習所（以下「教習所」という。）に奈良県内営業所に所属するドライバーを派遣した場合の費用を助成し、会員事業者の輸送の安全の確保に資することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、協会会員で協会入会金及び初回会費を納入しており、かつ、協会会費規程第5条に規定する会費の滞納がない事業者とする。

(事業期間)

第3条 本要綱に定める助成事業は、令和7年4月1日から令和7年12月26日までとする。ただし、予算額に達し次第、本助成事業は終了する。

(対象講習)

第4条 助成対象となる講習は、「運転技能自動評価システム講習」とする。

(助成金の交付)

第5条 協会は、教習所より受講料の請求があった場合には、その内容を精査し、予算の範囲内で当該助成金額を確定し、交付するものとする。

(キャンセル料金の負担)

第6条 講習日から起算して7日前からのキャンセルは、その講習費用の実費分を会員事業者が負担しなければならない。

(報告の義務)

第7条 助成金の交付を受けた会員事業者は、協会が必要と認める場合には、所要の報告をしなければならない。

(受講申込通知)

第8条 対象講習を受講しようとする会員事業者は、受講者について事前に協会へ通知しなければならない。ただし、1社ごとに年間を通じて2名までとする。

(助成金の返還)

第9条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他協会が定める事項に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるものとする。

(附 則)

1. この要綱は、令和7年4月1日より適用する。